

# 平成30年度第2次補正予算 革新的ビッグデータ処理技術導入推進事業 (RPA導入補助事業) 実施要領

## 1 RPA 導入補助事業の目的

2040年頃には経営資源が大きく制約され、より少ない職員での行政運営が必要となること等を踏まえ、業務効率化やこれに資する業務の自動化・省力化が急務となっている。

また、2016年12月に施行された「官民データ活用推進基本法」(以下「法」という。)においては、「先端的な技術に関する研究開発及び実証の推進並びにその成果の普及」(法第16条)が定められるなど、地域における先端技術の普及展開が求められている。

さらに、2018年6月に閣議決定された「未来投資会議2018」等の政府戦略において、「2020年度末までにAI・RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数を300とすることを旨とする。」とされている。

これらを踏まえ、RPA導入補助事業では、地方公共団体におけるRPA導入の推進を図ること等を目的として、地方公共団体のRPA導入にかかる経費の一部を補助する。

## 2 RPA 導入補助事業の概要

### (1) 公募する事業

地方公共団体の業務へRPA(ソフトウェア上のロボットによる業務工程の自動化)を導入する事業を補助事業とする。

### (2) 実施団体の要件等

別添「情報通信技術利活用事業費補助金(一般会計)交付要綱」(以下、「交付要綱」という。)第4条に規定する者とする。

なお、交付の決定に際しては、次の①～③の条件を付すこととする。

- ① RPA導入効果を的確に測定し、報告すること。
- ② 補助事業終了後、平成36年度第1四半期までの間、平成36年3月末日までの期間におけるRPA導入状況等について、毎年度第1四半期に行うフォローアップに回答すること。
- ③ 別途総務省が実施する「自治体行政スマートプロジェクト※」において、業務標準がまとまった場合には、速やかに当該業務標準への対応に向けた工程表を作成・提出すること。

※自治体行政の様々な分野で、複数団体による団体間比較を行いつつ、AI・ロボティクス等を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスを構築するプロジェクト

### (3) 補助対象経費の範囲

主な補助対象経費は下表のとおり。

なお、補助事業期間は平成32年3月13日までとし、期間に応じて発生する経費は、補助事業期間内に発生した経費のみ計上可能である。

このほか、補助事業における経理処理については、「平成30年度第2次補正予算 革新的ビッグデータ処理技術導入推進事業 経理処理解説」等総務省が別途提示する経理処

理ルールに従うこと。

大分類	中分類	計上できる経費の例	
一 直接経費	I. 物品費	1. 設備備品費	・ ソフトウェア費用 ・ ネットワーク費用 ・ 入力データ作成ツール費用 (OCR 等)
		2. 消耗品費	・ サーバ費用 (サーバ型 RPA 導入等必要な場合)
	II. 人件費・謝金	人件費・謝金	計上不可
	III. 旅費	旅費	計上不可
	IV. その他	1. 外注費	・ 導入設定作業費用 (シナリオ作成費用を含む。)
			・ 入力データ作成ツール導入作業費用
			・ サーバ設置費用 (サーバ型 RPA 導入等必要な場合)
			・ 保守・サポート費用
			・ 研修費用
			・ 業務分析費用 (事業前後比較、効果測定等)
2. 印刷製本費	計上不可		
3. 通信運搬費	・ 回線使用料		
4. 光熱量費	計上不可		
5. 会議費	計上不可		
6. その他諸経費	・ ライセンス費用		
二 一般管理費	一般管理費	計上不可	

(4) 補助金の交付額

補助率は 1 / 3 とする。(上限 266.6 万円)

(5) 補助事業の留意事項

- ✓ 実施団体は、補助事業の完了する日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年以内の間、補助事業の実施を通じて得られた収益の状況を書面により報告しなければならない。なお、当該報告により相当の収益が生じたと認められる場合は、交付した補助金の全部又は一部を国に納付させることがある。
- ✓ 補助事業の実施に当たっては、重複して省庁 (国) の公的な補助金等の交付を受けることはできない。
- ✓ RPA 導入補助事業は直接補助事業であり、間接補助事業者への補助金の交付は認めない。

### 3 提案手続

#### (1) 提案書類

- ア 様式 1 実施計画書
- イ 様式 2 実施計画概要
- ウ 様式 3 実施体制説明書
- エ 様式 4 事業スケジュール
- オ 様式 5 資金計画書

#### (2) その他の補足資料

提案を補足する資料があれば、A4版（様式自由）で添付すること。

#### (3) 提出期限

平成31年4月15日（月）午後2時（必着）

#### (4) 提出方法及び提出先

提出書類（提案書類及びその他の補足資料）は、所管の総合通信局等（別添2参照）に電子メールにより提出すること。なお、採択された提出書類は、総務省ホームページ等で公開する場合がある。

### 4 評価基準・選定方法

#### (1) 評価基準

申請内容を以下の観点から総合的に審査を行い、交付先を決定する。審査は書面審査及び必要に応じてヒアリングにより行う。ヒアリングの実施については、総務省から別途通知する。なお、評価に際し、提案者に対して追加資料の提出等を求める場合があるが、それについても総務省から別途通知する。

- ア. 革新的ビッグデータ処理技術導入推進事業の目的及び実施団体の要件を満たしていること。
  - イ. 庁内において持続的に事業を行い、他業務へのRPAの導入の展開を推進していくための体制の整備等に係る計画が具体的かつ明確に示されていること。
  - ウ. 技術上・制度上実現可能なものであること。
  - エ. 実施体制、事業スケジュール、資金計画等を含め、事業の実施計画が効率的かつ効果的であること。
  - オ. 目標とするRPA導入効果実現の見通しが明確であり当該効果が高いこと。
  - カ. RPAを適切に管理できる庁内体制の整備、業務に応じたRPAシナリオを作成・変更することができる庁内の人材の育成等に関する計画が十分であること。
- 等

#### (2) 選定方法

各申請主体から申請された内容について、評価基準に基づき、全体の申請状況（地域、分野、団体規模等）、予算額等を勘案して、総務省において補助事業の選定を行う。

#### (3) 交付決定

総務省は、採択候補団体を選定した後、提案内容の遂行に支障がないかどうかを確認した上で、最終的な交付決定を行う。ただし、交付決定に当たっては必要に応じて条件を付すことがある。

また、採択された提案内容については、必要に応じて、総務省と採択候補団体との間で調整の上、修正等を行うことがある。

#### (4) 補助金の支払い

補助金は、交付決定内容に係る申請書に定められた用途以外への使用は認めない。また、補助金は補助事業終了後速やかに実績報告書（情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）交付要綱 第13条）の提出を受け、補助金額を確定した後、精算払いにより支払う。（特別の事情がある場合には、年度途中で概算払いが認められることもある。）

#### (5) 事業結果説明書

実績報告書の提出に当たっては、同報告書の事業結果説明書において、以下の内容を明示すること。

- ① 補助事業の概要（RPAを導入した業務やRPA導入効果等）
- ② 補助事業の実施期間
- ③ 補助事業の運営体制や関係者間の役割分担
- ④ 補助事業実施に要した初期費用・運営費用
- ⑤ 所期の目標に対する達成度、定量的な費用対効果
- ⑥ 補助事業の計画から完了に至るまでのプロセス等

## 5 スケジュール

概ね以下のスケジュールを想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

- ・平成31年3月 公募（～4/15）
- ・平成31年4～5月 総務省による評価
- ・平成31年5月頃 採択候補団体の公表、交付申請手続
- ・平成31年6月頃 交付決定（予定）
- ・平成32年3月 実績報告書の提出
- ・平成32年4月 額の確定

## 6 その他

RPA導入補助事業の実施については、本実施要領に定めるところによるほか、新たに取り決めを行うべき事項が生じた場合には、総務省が速やかにこれを定め、必要に応じて総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp/>）で公開するものとする。

## 7 実施要領に関する問合せ先

総務省 情報流通行政局 地域通信振興課 地方情報化推進室  
〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館11階  
担当：

電話： 03-5253-5758

E-mail： rpa-mic\_atmark\_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示しております。

送信の際には、「@」に変更してください。

## ○ 提出書類の提出先一覧（総合通信局及び事務所）

## ■北海道

北海道総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒060-8795 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎

電話：011-709-2311(内線4716)／FAX：011-709-2482

e-mail：chousei-k@soumu.go.jp

## ■青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

東北総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒980-8795 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23仙台第2合同庁舎

電話：022-221-3655／FAX：022-221-0613

e-mail：seibi-toh@ml.soumu.go.jp

## ■茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

関東総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒102-8795 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎23階

電話：03-6238-1693／FAX：03-6238-1699

e-mail：kanto-keikaku@soumu.go.jp

## ■新潟県、長野県

信越総合通信局 情報通信部 情報通信振興室

住所：〒380-8795 長野県長野市旭町1108 長野第1合同庁舎

電話：026-234-9933／FAX：026-234-9999

e-mail：shinetsu-event@soumu.go.jp

## ■富山県、石川県、福井県

北陸総合通信局 情報通信部 情報通信振興室

住所：〒920-8795 石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎6階

電話：076-233-4431／FAX：076-233-4499

e-mail：hokuriku-shinkou@soumu.go.jp

## ■岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

東海総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第三号館6階

電話：052-971-9404／FAX：052-971-3581

e-mail：tokai-shinko@soumu.go.jp

■滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

近畿総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒540-8795 大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館4階

電話：06-6942-8522／FAX：06-6920-0609

e-mail：ict-kinki@ml.soumu.go.jp

■鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

中国総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒730-8795 広島市中区東白島町19-36

電話：082-222-3413／FAX：082-502-8152

e-mail：chugoku-shinko@ml.soumu.go.jp

■徳島県、香川県、愛媛県、高知県

四国総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒790-8795 愛媛県松山市味酒町2-14-4

電話：089-936-5061／FAX：089-936-5014

e-mail：shikoku-chiiki@soumu.go.jp

■福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

九州総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒860-8795 熊本市西区春日2-10-1

電話：096-326-7826／FAX：096-326-7829

e-mail：h-shinkou@ml.soumu.go.jp

■沖縄県

沖縄総合通信事務所 情報通信課

住所：〒900-8795 沖縄県那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B-1街区 5階

電話：098-865-2304／FAX：098-865-2311

e-mail：okinawa-sinko@ml.soumu.go.jp